

法規チェックリスト

計画敷地条件

所在地・・・・・・・・・・滝川市北滝の川2026-2、2028
 敷地面積・・・・・・・・・・10,749m² (1.1ha)
 前面道路・・・・・・・・・・市道東四丁目線 (幅員：14.5m)
 都市計画・・・・・・・・・・都市計画区域 (火葬場都市計画決定済)
 用途地域・・・・・・・・・・用途地域の指定のない区域
 建ぺい率・・・・・・・・・・60%
 容積率・・・・・・・・・・200%
 その他の地区・地域・・・・・・・・無し
 防火地域の指定・・・・・・・・無し

関連条例等	規定対象	規定内容	本計画対応・確認事項	備考
都市計画、開発協議、道路、その他敷地関係				
都市施設 建築基準法51条 都市計画法11条	火葬場	都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない	火葬場都市計画決定済	関係官庁 空知総合振興局建設指導課
開発行為 都市計画法29条～52条 都市計画法施行令21条	法29条第1項第三号 公益上必要な建築物は許可対象外 令21条 法29条第1項第三号の政令で定める建築物	政令で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければならない。(ただし書きによる許可対象外) 墓地、埋葬等に関する法律第2条第7項に規定する火葬場である建築物	火葬場は法29条ただし書きにより開発許可不要	関係官庁 空知総合振興局建設指導課
道路関係 建築基準法42条、43条他	建築物の敷地に接する道路幅員 敷地等と道路との関係	幅員4m (特定行政庁が指定する区域内においては6m) 以上 建築物の敷地は、2m以上接しなければならない	市道東四丁目線、幅員：14.5m →OK	関係官庁 空知総合振興局建設指導課

関連条例等	規定対象	規定内容	本計画対応・確認事項	備考
墓地、埋葬等に関する法律、その他火葬、葬祭場関連法規、条例				
墓地、埋葬等に関する法律 (関連：都市計画法59条)	法10条、10条2 火葬場の許可 法11条 都市計画事業として施行する火葬場	火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない(10条) 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする(10条2) 都市計画事業として施行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止については、都市計画法59条の認可又は承認をもって、前条の許可があったものとみなす	必要な手続きを行う	
法令以外の主な火葬場、葬祭場関係指針等				
火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針	火葬炉設備、排出ガス等に関する指針		排出基準値(自主目標)等の設定に関しては今後決定	
計画標準(案) (建設省 昭和35年)	敷地選定、緑地等の確保等に関する計画標準案		原則準拠する	
環境関連、景観関連法令等				
北海道景観条例(道)	景観形成基準への配慮	建築物の届出 ($H > 13m$ 又は $A > 2,000m^2$)	届出対象	
環境関係法令 大気汚染防止法 水質汚濁防止法 悪臭防止法 騒音規制法 ダイオキシン類対策特別措置法	各種環境基準等		排出基準値(自主目標)等の設定に関しては今後決定	

関連条例等	規定対象	規定内容	本計画対応・確認事項	備考
北海道環境影響評価条例（道）	道路、河川、鉄道等、飛行場、発電所、廃棄物処理施設、公有水面の埋立、干拓、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、流通業務団地造成事業、工業団地造成事業、住宅団地造成事業、農用地造成事業、レクリエーション施設、複合事業、建築物その他の工作物の新設又は増改築を目的として行われる一連の土地の形状変更		条例対象外	
北海道浄化槽事務ガイドブック（道） 北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（道）	浄化槽設置、維持管理等の基準		（現斎苑は浄化槽設置） 放流先、処理人槽、処理方式等については今後決定	関係官庁 空知総合振興局建設指導課
アスベスト関係 建設リサイクル法等	建築物、工作物の解体	分別解体等	現斎苑のアスベスト調査は未実施	
土壌汚染関係 土壌汚染対策法 北海道環境基本条例（道）	法6条第1項 要措置区域 法11条第1項 形質変更時届出区域 法4条第1項 3,000m ² 以上の土地の造成や工作物の建設等による土地の改変	都道府県知事による区域の指定 知事への届出	指定区域ではない 届出の際に土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると知事が認める場合は、指定調査機関に調査を行わせその結果を知事に報告	
危険物関係 消防法等	火葬炉燃料等		燃料種類等については今後決定	
建築関連法令等				
建築基準法、及び関連法令 北海道建築基準法施行条例（道） 北海道建築基準法施行細則（道）等	集団規定、単体規定等		計画案による	関係官庁 空知総合振興局建設指導課
バリアフリー新法	施設設置管理者等の責務等		計画の認定を受けるかは今後検討	
消防法、及び関連法令			防火対象物（15項）として扱われるものと考えられるが、関係官庁との協議を要する	関係官庁 滝川地区広域消防事務組合消防本部予防課